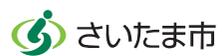


さいたま市
文化芸術都市
創造計画
概要版



令和3年3月

この冊子は5,000部作成し、1部当たりの印刷経費は30円です。

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

①計画の策定に当たって

この計画は、「さいたま市文化芸術都市創造条例」(施行：平成24(2012)年4月1日)第6条の規定に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成26(2014)年3月に策定した「さいたま市文化芸術都市創造計画」の計画期間の終了に伴い、これまでの取組や社会状況の変化等を踏まえて計画の見直しを行うものです。

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するために制定しました。

条例の理念を具現化するための計画

さいたま市文化芸術都市創造計画

[計画期間：令和3年度～令和12年度]

文化芸術の創造力を活かしたまちづくり

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携への配慮といった視点に立って施策展開を図ります。

②将来像について

「さいたま市文化芸術都市創造条例」では、さいたま市が目指す将来像を、「**生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市**」と定めています。これを、より分かりやすく、4つのまちの姿に整理しました。

市民等が主体的に文化芸術活動に参画するまち

文化芸術を自ら創造する、あるいは文化芸術活動に関わるイベントを開催する、文化芸術を支えるサポーターとして活動するなど、市民等の主体的な文化芸術活動が活発なまちです。

幅広い文化芸術と気軽に触れ合えるまち

文化芸術が市民の生活や地域に溶け込み、だれもが気軽に多様な文化芸術に触れ合う機会があり、一人ひとりが興味のある文化芸術を自分に合った方法で楽しめるまちです。

将来像
生き生きと
心豊かに暮らせる
文化芸術都市

世界共通語である「BONSAI(盆栽)」をはじめとする多彩な地域資源を活用するとともに、新たな取組や情報発信を行い、「文化芸術のまち」として国内外に広く知られるまちです。

文化芸術の創造力を活かしたイベントの開催や文化芸術を通じた交流が活発に行われ、そこに暮らす人々や地域経済など、地域全体が活力にあふれているまちです。

文化芸術を世界へ発信するまち

文化芸術の創造力による活力にあふれたまち

■用語の定義 本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

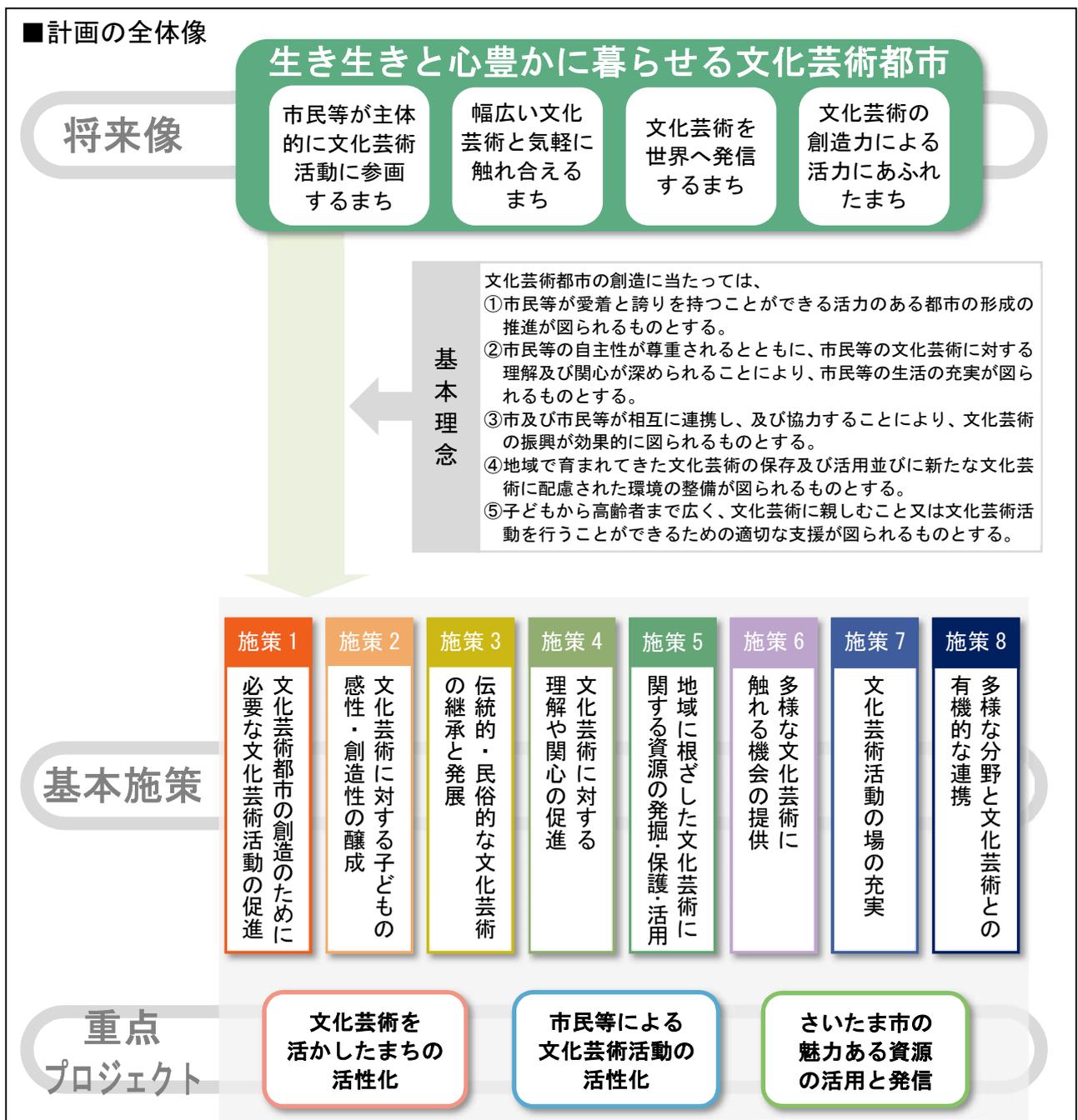
○文化芸術：次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。
ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術イ 芸能(伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。)
ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

○文化芸術都市：市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。
○市民等：市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

③施策展開の考え方について

この計画では、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、さいたま市文化芸術都市創造条例第7条に基づく7つの施策に、「文化芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策」と連携するため、新たな施策として「多様な分野と文化芸術との有機的な連携」を加えた8つの施策について、具体的な取組を示します。

また、本市の現状と課題を踏まえ、今後10年間の計画期間の中で重点的に取り組むべき事項を定めた3つの重点プロジェクトを設定します。この重点プロジェクトは、基本施策の横断的・総合的な取組であり、一体的に取り組むことで施策の効果的な推進を図ります。



④基本施策の体系について

基本施策	施策展開	施策展開の方向性	
施策 1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	1-1. 文化芸術活動に関わる市民等への支援	○市民等による文化芸術活動への支援 ○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成 ○文化芸術団体の交流の促進	○文化芸術サポーターの活性化 ○文化芸術団体の活動支援 ○文化芸術活動に対する顕彰
	1-2. 市民等による文化芸術活動のための情報基盤の充実	○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供	○文化芸術団体等の情報発信に対する支援
施策 2 文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成	2-1. 子どもに対する文化芸術教育の充実	○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実	○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進
	2-2. 子どもの鑑賞・体験・創造・発表機会の充実	○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実	○子どもを対象にした創造・発表機会の充実
施策 3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	○後継者育成に対する支援	○人材等の情報収集・提供
	3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実	○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実	
施策 4 文化芸術に対する理解や関心の促進	4-1. 市民等の鑑賞機会の充実	○身近な鑑賞機会の創出	○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供
	4-2. 市民等の文化芸術活動への参加機会の充実	○発表機会の充実	○体験機会の充実
	4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供	○文化芸術事業に関する情報収集・提供	○多様な参画を促進する仕組みづくり
施策 5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	5-1. 盆栽文化の振興	○大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興 ○「大宮盆栽」のブランド化と盆栽に関わる産業の振興	○盆栽文化と触れ合える機会の拡充
	5-2. 漫画文化の振興	○漫画会館等を活用した漫画文化の振興	○漫画文化に関わる人材の育成
	5-3. 人形文化の振興	○岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興 ○人形文化を活用したまちの活性化	○人形文化に関する情報発信の強化
	5-4. 鉄道文化の振興	○鉄道博物館等との連携強化	○鉄道文化に関する情報発信の強化
	5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	○文化芸術資源を活かした事業の推進	○歴史文化資源の保存・継承・活用
施策 6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	6-1. 文化芸術を通じた交流の推進	○国際的な文化芸術イベントを通じた市民等の交流 ○本市とゆかりのある都市との交流	○多様な芸術家と市民等との交流
	6-2. 文化芸術によるまちづくり	○歴史文化資源等多様な文化芸術資源を活かしたまちづくり ○市民等による文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援	
施策 7 文化芸術活動の場の充実	7-1. 市民等による文化芸術活動の場の機能向上・充実	○利用者や時代のニーズに合わせた活動の場の整備 ○利用者の利便性向上	○利用者に優しい活動の場の創出
	7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	○拠点機能の構築 ○埼玉県や民間の文化関連施設等との連携	○拠点施設を中心とする文化施設間の連携
施策 8 多様な分野と文化芸術との有機的な連携	8-1. 多様な分野との連携体制の構築	○本市の魅力ある資源を活かす事業を推進するための連絡会議の設置 ○文化芸術活動における市民団体、大学、企業、行政等の連携の仕組みづくり	
	8-2. 多様な分野との連携事業の推進	○観光、福祉、教育等の分野との連携による事業の実施 ○先端技術を活用した連携事業の実施	

⑤重点プロジェクトについて

重点 プロジェクト 1

文化芸術を活かしたまちの活性化

文化芸術の持つ創造力を活かし、国際的な芸術祭の開催、芸術家の新たな創造環境の創出、文化芸術と教育や観光等多様な分野の施策との有機的な連携等により、多様な交流を生み出し、都市の創造性を高め、まちの活性化を図ります。

主な取組

○国際的な文化芸術事業の推進

国際芸術祭等、さいたま市の文化芸術資源を活用したイベントの開催

○芸術家と市民等との交流の促進

アーティスト・オン・サイト[※]の実施

○多様な分野と文化芸術との連携強化

文化芸術を活用したアウトリーチ事業の推進

※アーティスト・オン・サイト：アーティストの創造力と新たな価値・刺激を求めている現場（サイト）をつなぎ、市内の文化芸術活動の視野を広げることを目的とする事業のこと。

重点 プロジェクト 2

市民等による文化芸術活動の活性化

文化芸術活動を行う個人や団体、文化芸術活動を支えるサポーター、文化芸術イベントを企画・運営できる人材の育成等、市民等による多様な参画の仕組みを拡充することにより、市民等を主体とした文化芸術都市創造を推進します。

主な取組

○文化芸術活動を行う個人や団体に対する支援

人材情報バンク事業の拡充

○文化芸術活動を支える人材の育成

文化芸術に関わるサポーター事業の拡大
文化芸術に関わる人材育成事業の拡充

○文化芸術活動への多様な市民参画の基盤整備

文化芸術に関する情報プラットフォームの構築

重点 プロジェクト 3

さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

盆栽、漫画、人形、鉄道を本市の魅力ある資源として位置付け、国際的な芸術祭等の既存事業や新たなイベント等において積極的に活用・発信することで、さいたま市らしさを活かした「文化芸術都市さいたま」としての魅力向上を図ります。

主な取組

○魅力ある資源を活用した事業の推進

さいたま市の魅力ある文化芸術資源を活用したイベントや事業の実施、魅力ある資源と国際的な芸術祭等との連携による事業の展開

○魅力ある資源の連携

多様な分野との発展的なコラボレーション事業の実施

○魅力ある資源の発信

大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興・発信
岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興・発信

⑥計画の推進に当たって

1 施策を実施する上での考え方

(1) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団の役割と連携の強化

○文化振興事業団を文化芸術都市創造に向けた計画の主要な推進主体として位置付け、連携を強化し、将来的には本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を構築します。

(2) 推進体制の強化

○文化芸術活動に関わる中間支援機能¹や文化芸術施策に関する調査研究機能の充実を図るため、文化振興事業団の機能を強化するほか、アーツカウンシル²のような専門組織の導入を目指します。

(3) 東京 2020 大会までに構築された文化芸術のレガシーの活用

○レガシー活用方針を設定し、文化芸術都市創造に向けた取組を推進する上での方針として位置付けます。

2 さいたま市文化芸術都市創造基金の拡充

市民等と行政が一体となって文化芸術都市の創造に向けた取組を安定的かつ継続的に進めるために設置している「さいたま市文化芸術都市創造基金」のさらなる財源確保に向け、市民や企業との連携促進や市の寄附制度に関するPR強化等に取り組みます。

3 計画の進行管理

計画の着実な推進とその実効性を高めるため、施策や施策の進め方等について、多角的な検証を行います。また、以下の成果指標の下に、重点的に取り組む事業に目標指標を設定し、計画の最終的な検証の参考とします。

【本計画全体の成果指標】※さいたま市総合振興計画第3部第8章の成果指標を採用しています。

○文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合

(「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合)

令和2年度 61.9% ⇒ 令和12年度目標 67%

○文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合

(過去1年間に1回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合)

令和2年度 65.4% ⇒ 令和12年度目標 75%

○歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合

令和2年度 80.0% ⇒ 令和12年度目標 85%

【事業の目標指標（例）】 ・イベント：来場者数 ・施設：利用率
・コンテスト：応募者数 ・ボランティア：登録者数
・イベント参加者や施設利用者等の満足度

¹ 中間支援機能：文化芸術活動を教育、経済など他の領域とつなげることや、文化芸術団体・芸術家などの創造活動や自立を支援すること。

² アーツカウンシル：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。

※本計画は、令和3年3月1日時点の情報を基に作成しています。

さいたま市文化芸術都市創造計画【概要版】

発行	令和3年3月	〒330-9588	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
編集	さいたま市 スポーツ文化局	電話	048-829-1226
	文化部 文化振興課	F A X	048-829-1996
		E-Mail	bunka-shinko@city.saitama.lg.jp